

# 木更津市民生委員児童委員協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、木更津市民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会の事務所は、木更津市社会福祉協議会内に置く。

(目的及び事業)

第2条 協議会は、管内民生委員児童委員協議会（以下「単位民協」という。）の相互連携及び活動の充実と民生委員児童委員、主任児童委員（以下「委員」という。）の連携と親睦を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- ① 単位民協の指導と連絡調整
- ② 研修及び行事の実施
- ③ 調査研究並びに資料、情報交換
- ④ 関係機関、団体等との連絡提携
- ⑤ その他協議会の目的達成に必要な事業

(構成)

第3条 協議会は、木更津市の委員をもって構成する。

(役員及び任期)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、理事若干名、会計1名、監事2名

2 理事は、単位民協の会長があたる。

3 役員任期は、1年とする。ただし、一斉改選時の年度における改選前の役員任期は4月1日から11月30日までとし、改選後の役員任期は12月1日から翌年3月31日までとする。

4 役員は、再任を妨げない。また、補欠によって役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第5条 会長、副会長は、理事会で互選し総会の承認を得る。

2 会計及び監事は、理事会において選出し総会の承認を得る。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会議を招集し、その会務をとりまとめる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、協議会の企画並びに事業の執行にあたる。

4 会計は、会長の指示により、協議会の会計を司る。

5 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(部会及び委員会)

第7条 協議会には部会及び委員会をおくことができる。部会及び委員会規程は別に定める。

(会議)

第8条 会議は総会、理事会および地区会長会議とする。

2 総会は、年1回とし、全員をもって構成する。

但し、会長は理事会でその旨の議決があった時は、臨時に総会を開くことができる。

3 総会、理事会において協議する事項は、次のとおりとする。

- ① 年度事業計画に関する事項
- ② 年度予算及び決算に関する事項
- ③ 規約及び規程の制定及び改廃に関する事項
- ④ 役員を選任に関する事項
- ⑤ その他、会長が附議した事項

4 総会並びに理事会は、過半数の出席がなければ会議を開き、議決を行うことができない。

5 総会並びに理事会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 地区会長会議は、会長の召集によって行う。

(会計年度及び経費)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

協議会の経費は、会費、補助金等をもって充てる。

(会費)

第10条 協議会の会費は、年額4,000円を限度とし、4月に納入する。

(規約の変更)

第11条 この規約の変更をしようとするときは、総会において、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

1 この規約は、平成10年4月1日から施行する。

(廃 止)

2 木更津市民生委員児童委員規約（昭和55年12月1日施行）は、廃止する。

附 則

平成12年5月29日一部改正（第4条第2項）し、平成12年6月7日から適用する。

附 則

平成15年5月23日一部改正（第4条第3項）及び追加（第4条第4項）

附 則

平成18年5月26日一部改正（第8条第1項）及び追加（第8条第6項）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年5月27日から施行する。（第7条第1項）

附 則

平成28年5月18日一部改正（第10条）